

函館市建物清掃業務低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、資格を定めて一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により建物清掃業務の委託契約を締結しようとする場合において、政令第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した落札者となるべき者（以下「落札予定者」という。）を、調査のうえ落札者とし不在の場合の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 前条の調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となる建物清掃業務（以下「対象業務」という。）は、函館市建物清掃業務総合評価落札方式試行実施要領第2条に規定する総合評価落札方式により入札を行う業務とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象業務の予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった各費用について、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める北海道地区の最低賃金をいう。）により算出された額以上とする。

- (2) 直接物品費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 業務管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
 - (5) 上記以外の経費に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (調査基準価格の記載)

第 4 条 対象業務に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札の保留)

第 6 条 開札の結果、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札執行者は、当該入札の立会人に対して落札の保留を宣言し、政令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により、落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第 7 条 前条の規定により落札を保留したときは、入札執行者は、当該業務に係る関係職員とともに、落札予定者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて低入札価格調査を行う。

2 低入札価格調査の方法は、次に掲げる調査事項のうち必要な事項について、落札予定者からの書類の提出その他必要と認める方法により行うものとする。

- (1) 入札金額の積算根拠
- (2) 従事する労働者の具体的供給見通し
- (3) 業務履行に必要な資機材等の状況
- (4) 信用状況等
- (5) その他必要な事項

3 低入札価格調査を実施する場合は、あらかじめ対象者に対し、調査の対象であることおよび前項に規定する必要な事項に係る資料等の提

出期限を通知するものとする。

- 4 前項に規定する資料等の提出を拒むなど低入札価格調査に非協力的であると認められる場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講ずるものとする。

(失格の判断基準)

第8条 低入札価格調査において、落札予定者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、失格と判断する基準を設けるものとする。

- 2 前項に規定する基準となる価格は、対象業務の予定価格の算出の基礎となった各費用について、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

(1) 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める北海道地区の最低賃金をいう。）により算出された額以上とする。

(2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(5) 上記以外の経費に10分の8を乗じて得た額

- 3 落札予定者の入札価格が前項の合計額を下回る場合は、他の調査事項の調査を経ずに当該落札予定者を落札者とししないものとする。

(調査結果の報告)

第9条 入札執行者は、低入札価格調査の結果（前条第3項の規定により落札予定者を落札者とししない場合を除く。）を、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(委員会による審査等)

第10条 委員会は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、その内容について審査を行う。

- 2 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 財務部長

(4) 土木部長

(5) 都市建設部長

(6) 港湾空港部長

3 委員会の委員長は、財務部に關する事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

7 委員会は、委員長または副委員長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

8 審査の結果は、出席者の過半数で決定するものとし、可否同数の場合は、委員長が決定するものとする。

9 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

10 委員会に關する事務は、財務部において行う。

(落札者の決定等)

第11条 前条に規定する審査の結果、落札予定者によりその入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、入札執行者は、当該落札予定者を落札者として決定し、その旨を当該落札予定者に通知するとともに他の入札者に対しては、当該落札予定者が落札者となったことを適宜の方法により通知するものとする。

2 前条に規定する審査の結果、落札予定者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときおよび第8条第3項の規定により落札予定者を落札者としなないときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を落札者として決定する。

ただし、次順位入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該次順位入札者について第7条から前項までの規定を準用する。

- 3 前項ただし書に規定する場合において、次順位入札者を落札者として決定しないときは、同項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 4 第2項の規定により次順位入札者を落札者として決定したときは、入札執行者は、落札予定者に対して落札者とならないことを通知し、次順位入札者に対しては、落札者となったことを通知するとともに他の入札者に対しては、当該次順位入札者が落札者となったことを適宜の方法により通知するものとする。
- 5 前条に規定する審査の結果、落札予定者を落札者とし不在の場合において次順位入札者が存在しないときは、再度入札を行うことができるものとする。この場合は、低入札価格調査の対象となった者は、再度入札に参加することができないものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 低入札価格調査の結果、落札予定者を落札者とした場合においては、履行状況について監督体制の強化の措置をとるものとする。

- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙に掲げる特約条項を契約書に追加するものとする。

(委任)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

別紙（特約条項）

（履行体制等を確認できる書類の提出およびその内容の聴取）

第〇条 乙は、甲から、履行体制、履行計画等を確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、前項の書類の内容について、甲から聴取を求められたときはこれに応じなければならない。

（業務従事者の賃金支給状況等を確認できる書類の提出およびその内容の聴取）

第〇条 乙は、甲から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、前項の書類の内容について、甲から聴取を求められたときはこれに応じなければならない。